

東京都廃棄物審議会  
災害廃棄物処理計画部会  
(第4回)  
会議録

令和5年4月24日

東京都環境局資源循環推進部

(午後 3時00分 開会)

○堀計画課長 それでは定刻となりましたので、東京都廃棄物審議会災害廃棄物処理計画部会第4回を開会いたします。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本部会の事務局を務めます東京都環境局資源循環推進部計画課長の堀でございます。よろしくお願いいたします。

まず、4月の人事異動によりまして、資源循環推進部の幹部に交代がありましたので、御紹介させていただきます。

資源循環技術担当部長の横山でございます。

○横山資源循環技術担当部長 資源循環技術担当部長の横山でございます。よろしくお願いいたします。

○堀計画課長 続きまして、資源循環計画担当部長の中島でございます。

○中島資源循環計画担当部長 はい。資源循環計画担当部長、中島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀計画課長 続きまして、一般廃棄物対策課長の清野でございます。

○清野一般廃棄物対策課長 一般廃棄物対策課長の清野でございます。よろしくお願いいたします。

○堀計画課長 続きまして、産業廃棄物対策課長の田中でございます。

○田中産業廃棄物対策課長 産業廃棄物対策課長の田中と申します。よろしくお願いいたします。

○堀計画課長 以上でございます。

それでは、部会の開催に当たりまして、何点か注意事項を申し上げます。

本部会はウェブで行います。都庁の通信環境によっては映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめ御了承いただければと思います。

御発言の際には、まずお名前をおっしゃってから御発言いただくようお願いいたします。チャット機能を使って御発言したい旨を伝えていただいても結構でございます。

最後になりますが、傍聴者の方には御発言を慎んでいただきますようお願い申し上げます。

続いて定足数でございますけれども、本日、今のところ4名の委員の方に御出席をいただいております。高田委員に関しましては、30分から1時間程度遅れる予定だというふうに伺っております。いずれにしましても、委員総数の5名の過半数に達しております。東京都廃棄物審議会運営要綱第6第1項に規定しております定足数を満たしていることを御報告させていただきます。

それでは議事に先立ちまして、事前にお送りしたデータで送付させていただきます資料の確認をさせていただきます。

次第の下半分でございますけれども、資料1、災害廃棄物処理計画改定版(中間まとめ)と資料2、今後のスケジュール等の2点となっております。参考資料としては、新旧対照表から参考資料5の東京都災害廃棄物処理計画現行計画の合計5点でございます。資料の不足等ございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。

本会議は東京都廃棄物審議会運営要綱第9第1項の規定に基づき、ウェブ上ではございますが公開といたしますので、御承知おきください。

事務局からは以上でございます。今後の議事の進行につきましては、宮脇部会長にお願いしたいと思います。宮脇部会長、よろしくお願いいたします。

○宮脇部会長 はい、お世話になります。

これより議事に移りたいと思います。議事の内容が非常にたくさんありますので、適宜迅速に進めてまいりたいと思います。御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の議事は、議事次第に示されているとおりでございます。

初めに議事1から始めます。災害廃棄物処理計画改定版（中間まとめ）についてですが、非常に長いものでございます。第1章総論、第2章災害廃棄物対策における各主体の役割分担、第3章東京都の災害廃棄物対策、第4章訓練、演習、東京都災害廃棄物処理計画の今後の検討などということで、これらに分けて議論を進めてまいりたいと思います。

まず第1章総論について、事務局より説明をお願いいたします。

○堀計画課長 はい。それでは中間まとめに沿って御説明をさせていただきたいと思えます。今部会長からもお話ございましたとおり、修正点非常に多くございますので、大きく変わった点を中心に御説明を申し上げます。

まず、資料の目次等をめくっていただきまして、3ページをお開きいただければと思います。こちらが第3節計画の対象ということで、1対象とする災害につきまして、現行計画では自然災害（地震災害、風水害、火山災害）となっておりましたけれども、本改定では、水害、土砂災害、竜巻、火山災害及び津波・高潮災害とさせていただいております。

続きまして、2災害種類別の災害廃棄物の特徴でございますけれども、こちらについては事項を丸ごと追加したものでございます。その中で表1として、災害種類別の災害廃棄物の特徴というものを掲載させていただいております。

表に関しましては、左から災害の種類、災害廃棄物の特徴、留意点ということに記載させていただいております。水害で申しますと、まず特徴では、発災後、水が引き片づけが始まると一斉に排出されるといったことや、土砂が付着しているといったこと、水に濡れ腐敗しやすく、悪臭や火災が発生するリスクが高いといったことを記載してございます。

留意点に関しましては、水に浸かり搬出し難いため、被災場所の近隣に排出されることが多いといったこと。廃棄物の性状としては、重量が増したものも排出されるといったことを記載してございます。

水害の下には、土砂災害について記載してございまして、まず特徴では、災害廃棄物が土砂等と混合するといったことを2ページにまたがってまいりますけれども、4ページの冒頭で土砂と水分を含んだ廃棄物が出るために、地震災害に比べて重いといったことを記載してございます。

3ページのほうに戻っていただき、表の下のほうでございますけれども、がれき混じり土砂等についてはということで、次のページに土砂、流木等と、廃棄物等である瓦礫等に分別するといった記載をしてございます。

続けて、その下が竜巻でございます。こちらでは特徴としましては、発生場所が局地的、早い段階から災害廃棄物が排出されるといったことを記載してございます。また留

意点といたしましては、屋根が破壊され吹き飛ばされた際に降雨が発生した場合は、水害時に似た性状の廃棄物が発生する可能性があるという記載でございます。

続いて火山災害に関しましては、降灰により屋外にある電気・電子機器などの故障、火山灰の重みによる建物被害などが発生するといった特徴。留意点としては、灰と廃棄物を分別するといったことを記載してございます。

その下、津波・高潮災害でございますけれども、特徴では、漁網や水産廃棄物が大量に発生するほか、津波では倒壊家屋、自動車、船舶等様々なものが渾然一体となり発生するといったことを掲げてございます。留意点としましては、腐敗・悪臭・汚水が発生するため、生活環境の保全に影響を及ぼす廃棄物等は優先的に処理をするといったこと。可燃物は海水や堆積物が大量に付着しているため、焼却炉を痛め、焼却残渣が大幅に増加する場合があるといったことを記載してございます。

続いて、1ページ飛びまして6ページでございます。

こちらでは、これも事項の追加になりますけれども、災害廃棄物発生量推計を記載しておりまして、まず冒頭で考え方といたしまして、発生量推計は、仮置場の必要面積や収集運搬の必要車両数の算定、応援要請の検討など処理方針の決定の際に必要なこと、また、補助金の査定において、発生量の推計に至る考え方や根拠が重要視されるといったことを記載しておりまして、その下に表として時期別の推計目的を掲げているところでございます。

続きまして（1）地震災害でございますけれども、こちらは現行計画にも記載ございましたけれども、昨年5月に都の新たな被害想定が示されましたので、そちらを踏まえた表ですとか図に更新をしてございます。

7ページでございますけれども、こちらに推計式を掲載してございます。現行計画では、巻末の資料に掲載しておいたものを、本改定案ではこちらに移動してきております。

また次ページ、8ページでございますけれども、こちらの上には1棟当たりの発生量を掲載してございます。こちらについては東京都、下に出典がございましたけれども、東京都統計年鑑ですとか新たな被害想定に基づいて計算をし直しております。

続きまして、9ページでございます。こちらでは水害について触れております。次ページに進んでいただきますと、水害時の発生量推計の式、また原単位の考え方を記載しております。まず推計式に関しましては、災害廃棄物発生量＝解体廃棄物＋片付けごみとしておりまして、解体廃棄物と片付けごみにそれぞれ計算式を掲載してございます。その下には、推計条件といたしまして、1棟当たりの発生量を記載してございます。水害における発生量の原単位に関しましては、ちょっと字が小さくはなりますけれども、前回で申しますと、先ほどの地震のところでも出てきております1棟当たり60.8トン、これから片付けごみに相当する4.6トンを引きまして、51.5%という解体率を掛けてございます。半壊については同様の考え方で、解体率24.8%を掛けて、表に掲げるような原単位を算定しているところでございます。

続いて11ページでございます。第4節、災害廃棄物処理の実施主体ということで、ここでは、従来現行計画で少し書き方の弱かった一部事務組合についての記載を強化しているところでございます。

（1）区市町村の役割で申しますと、2行目の前のほうからでございますが、一部組

事務組合を構成している場合は、平常時より一部事務組合との間で、災害廃棄物を合同で処理するために連携を図りながら処理を行うというような記載を加えてございます。

また（２）こちらは新たに追加したものでございますけれども、一部事務組合の役割ということで、片付けごみのうち、家庭ごみの性状と同様のものについては、各区市町村から災害廃棄物の処理の委託を受ける。解体廃棄物については、あらかじめ区市町村と受入条件の取り決めを行い、片付けごみと同様に処理の委託を受けるといったことを記載してございます。

次ページ、１２ページにお進みいただきまして、（４）都民の役割を記載してございます。こちらについては真ん中、４行目からでございますけれども、平常時から自宅内にある使用する意思のない家電製品、粗大物といった退蔵品の処分を実施するとともに、災害廃棄物の理解を深めるために、行政が発信する広報誌の確認・保管及びワークショップ・イベントへの参加、地域での話し合いの場等への創出・参加に努めるといった記載をしてございます。

（５）事業者の役割でございますが、こちらも都民と同様、機器類とか粗大物、使用予定のないものについて処分をするということで、災害廃棄物の発生抑制に努めるといったこと、また有害廃棄物を扱う事業者については、厳正な管理、保管を行い、各種法令に基づいた事故等の対応計画を策定するといった記述を追記してございます。

続きまして、今度は１４ページにお進みいただきまして、（２）ここからは５節に入っております。仮置場等の迅速な整備ということで、こちらでは４行目辺りになりますけれども、区市町村による仮置場が設置する前に、集積所が設置される場合があるということで、この集積所のほうについては、後ほど御確認をいただければと思っておりますけれども、巻末の用語集のほうにも掲載しております。

また、３行下がっていただいて、なお書きのところになりますけれども、都内ではオープンスペースが限られていることから、搬入から排出までのサイクルを効率化するという記載を入れております。

続いて（３）災害廃棄物の分別排出及び選別の徹底というところになりますけれども、こちらでは２行目の「そのため」以下、都民やボランティアに対して分別方法の周知徹底による被災現場での排出における分別、一次仮置場の選別を徹底するという記載をしてございます。

続いて次ページ、１５ページでございますけれども、（６）災害廃棄物処理の工程管理のところになります。こちらは最後の２行のところになりますが、D. W a s t e - N e tでありますとか、人材バンク等の記載を追記してございます。

続いて１６ページが、第６節、災害廃棄物処理の流れということで、フロー図をお示しさせていただいております。

現行計画ですと、災害廃棄物という大きくくりにしたフローを一つ示しておりましたけれども、こちらではここまでの議論を踏まえまして、片付けごみと解体廃棄物等の二つのフローを掲載してございます。片づけごみについては、左から被災現場、一次仮置場、処理・処分先ということで、それぞれの分別等々について記載してございます。

また、１７ページの冒頭に留意事項を記載させていただいております。風水害等についてここで触れております。比較的早い段階で片付けごみの排出が始まる。平時の既

存ルートで速やかに処理できるように、処理体制等を構築し対応するといったことを記載しております。また、がれき混じり土砂については、分別した上で廃棄物と土砂に分けて処理するといった記載をしております。

続いて18ページが、解体廃棄物等の記載、フロー図でございまして、解体廃棄物ができる限り処理処分先に直接被災現場から排出することを原則とするといった記載をしております。フロー図については左から被災現場、二次仮置場、処理・処分先という流れで整理をしているところでございます。

続きまして、1ページ飛んで20ページでございまして。災害廃棄物処理の進め方ということで、(1)地震災害等突発的に発生する災害の場合ということでございまして。こちらは現行計画でも記載がございましてけれども、表を少し見やすく整理しております。具体的に言いますと、左から2列目のところ、項目というのを追加してございまして、例えば組織体制、そこでの取組事項として職員の安否情報ですとか、委託先の参集状況の確認を行って災害廃棄物処理の実行体制を整備するといったような記載をしております。

また情報収集としては、当然ではありますけれども、被害状況を把握する。ごみ処理施設等の被害・稼働状況を確認するといった記載をしております。収集・運搬に関しましては、集積所の選定、確保をする。収集運搬のニーズを把握するといった記載でございまして。また、一次仮置場につきましては、選定、確保及び監督員を選任するといった記載をしております。

広報についてはごみの出し方、分別方法、集積所・一次仮置場開設状況等を周知するといった記載をしております。

続いて、次ページは3日目までの整理でございましてけれども、基本的には発災直後と大きくは変わらないんですけれども、組織体制のところ、更なる要員の確保が必要と判断した場合は、庁内他部署や他自治体等への支援を要請するといった記載をしております。

22ページも大きな変更はございません。

続いて23ページが、予見可能な災害の場合、風水害等の例ということで、こちらは新たに追加したものでございます。

これまでもいろいろ御議論いただきましたように、発災前から収集した情報をもとに、あらかじめ検討しておいた収集・運搬体制、仮置場及び住民広報などを準備することが可能であるといったことを前段として書いてございまして、表としては一番上に段階として、発災直前という項目を設定しております。その中で、組織体制でありますとか情報収集、収集・運搬に関しまして取り組むべき事項を記載させていただいているところでございます。この表は25ページまで続きまして、1章についてはこちらで説明は終わらせていただきます。

○宮脇部会長 どうもありがとうございました。

ただいま第1章ですね、こちらの総論の部分について全般的な内容について、大分たくさん変更点についての御説明あったかと思いますが、ただいまの説明の内容につきまして、意見などございますでしょうか。いかがでしょうか。

はい、それでは挙手があります。岡山委員、どうぞよろしくお願いたします。

○岡山委員 ありがとうございます。幾つかあるのですが、大きくは二つです。

まず追記のお願いなのですが、3 ページ目の災害廃棄物の種類と特徴のページがあるんですが、ここに水害を丸々書き込んでいただきありがとうございます。その水害の3 ページですかね、右側の留意点の一番最初なのですが、これ加えていただきありがとうございます。

水に浸かって、水を吸って重いので、遠くに運べないから家の近くに出ちゃうんですよということを留意点として加えていただいたんです。もしよろしければ、留意点は留意点ですので、排出されることの排出の前に「混合状態で」とか、混廃の山になってというような意味なんですけども、「水に浸かり搬出しにくい

ため、被災場所の近隣に混合状態で排出されることが多い」というふうに「混合状態で」とか「混廃状態で」という言葉を入れていただけたらいいかなと思います。あくまで留意点ということですので。

それから二つ目、ちょっと幾つかのページにまたがるんですけども、集積所のことです。例えばP 16 のフローのところですね。これ今まで何度も話し合ってきたところではあるんですが、最初、左側ですよ。家の中からまさに水害で床上浸水して、片付けごみが出てくるといったときには、先ほど申し上げたようにすぐ近く、下手すれば家の前の路上に出てくるわけですので、そこが路上であったとしても、公園などであったとしても、都内においてはそうやって出てくる、一次的に仮置場に持っていく前の段階で地区内に集積するところを集積所としますということで、ワーディングできていたかと思

います。それに基づいて、この16 ページの(1) 片付けごみのフローの表の一番上には、集積所の区分を適切に設定というふうに書いてあるわけですね。「集積所での」のほうがいいのかなとは思いますが、ここで集積所というのが、小さくですけども出ているのですが、集積所についての説明が、ざっと見てないんですね。

例えば、14 ページの(2) 仮置場の迅速な整備は本当にそのとおりですが、このところ、都内のオープンスペースが限られることからというところの追記として、被災地区近隣に排出される、家屋から排出される片付けごみについては集積所、近隣の路上あるいは公園など(集積場)に排出されるので、そこからの仮置場までのピストンも早くしないとイケませんよということを、この最後の2行のところ

に少し加えていただけるといいのかなというふうに思います。集積場に関する追記をお願いします。それと同じで、17 ページも、この表についての後の留意事項です。留意事項の最初のところには風水害、特に水害で被災した家屋からは、早い段階で片付けごみも出てきますし、しかも近くに出るのが留意点ですので、近くに出てくるということはずなわち、路上や公園などの地区内に集積されるということで、それを集積所として捉まえておく必要がありますということも加えていただけたらと思います。特に特別区においては、実際そのようなマニュアル作られていますので、特に密集しているところで水害が起こるとそうなりますということを留意点として加えていただきたいと思います。大きくは片付けごみを出すときの、水害以外のときに限られますけども、地区内集積所ですね。どこかに定義があったはずなので、その定義を持ってくるだけだと思

以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。はい、お願いします。

○堀計画課長 事務局でございます。

1点目、3ページの表のところの追記ですね。水害の1行目からですけれども、被災場所の近隣に混合状態で排出されることが多いというような記載にさせていただきたいと思います。

それから、もう一点が17ページですね。ここがまだ入っていないので、比較的早い段階で片付けごみの排出が、路上や公園など地区内の集積所に排出されるというようなことをちょっと追記させていただきたいと思います。

○岡山委員 そうですね。集積場の確保が留意されるということで。よろしくをお願いします。

○堀計画課長 以上でございます。

○宮脇部会長 岡山委員、ありがとうございます。それでは続けて多島委員、お願いいたします。

○多島委員 はい、ありがとうございます。多島です。

これは、細かい点も含めて申し上げてよろしいのでしょうか。はい、分かりました。

それでは、ちょっと頭のほうから順番にいくと、3ページ目から4ページ目にかけての表1の災害廃棄物の特徴のところ、例えば土砂災害の中のぼつの三つ目です、4ページ目にありますけれども、家具や家電等の家財が浸水等により廃棄物となったものが多く排出されるという記載ですね。これ、同様の記載が水害のところにも多分出てくると思いますけれども、何か書きぶりが今一つそろっていないような感じがありましたので、同じような内容については書きぶりをそろえていただいたほうが分かりやすいかなというのが一つです。

あと、同じところで竜巻ですね。竜巻、ぼつの一つ目で、主に屋外にあるものが巻き込まれるという表現ですけれども、これもそれもそうかなと思いつつも、やはり屋内にもかなり被害が及ぶ、特に直撃したところは窓が割れて、また竜巻が家の中に入って屋根ごと吹き飛ばされるということもありますので、主に屋外にということだけでなくもいいかなというふうには思いました。

続いて5ページ目ですね。一つは、改めて読むと、この災害廃棄物の定義がちょっとよく分からないかなと思いましたが。例えば指針に書いてあるような、自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するものという定義を引用するとか、あとはもうこの中で、廃掃法上一般廃棄物に該当しますよということを言及してしまってもいいかなと。そういう基本的な記述があると、理解が進むかなと思ったということ。

あとは本文のただし書のところですね。「ただし、事業場において」というところで、廃棄物処理法第22条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業所で災害に伴い発生したものを除きという記載がちょっと分かりにくかったので、表現を見直していただけるといいかなと思いました。

先ほどの災害廃棄物の定義と関連しますけれども、表2でこの赤枠で囲っているところが災害廃棄物ですよという定義をされているのが、若干指針の定義ともずれているよ

うな感じがしています。例えば、被災した住民の排出する生活ごみというのは、恐らく指針だと災害廃棄物に該当していないのではないかなど。災害時に発生する廃棄物の中の一類型ですけれども、災害廃棄物とは違うように思いますので、ちょっとこの辺り、定義を御確認いただければと思います。

あとは6ページ目で、これ6ページ目だけではないのですが、表が、表番号とキャプションがないものが幾つかありますので、全体通して見直していただく必要があるかなということと。

7ページ目いきます。地震災害の推計式書かれています、ちょっと何かリード文があった方が分かりやすいかなと思いました。例えば地震災害であれば「地震災害時の発生量は過去の災害事例を基に得られた延床面積当たりの災害廃棄物発生量原単位に基づいて1棟当たりの発生量を算出し、構造別に全壊半壊等数を掛け合わせて算出する」といった形で、基本的な考え方みたいなもの、式の前に記載していただくと分かりやすいかなと思います。

あとは、地震災害については種類別の組成かけますよというのが書いてあるだけなので、ここで必ずしも組成をかけるということだけで、書かれていなくても分かるかなとは思いました。

あと、すみません。また細かいところ続くんですけども、8ページ目ですね。この上のほうの表ですけども、ここのまず、3列目の面積当たりの重量というのがやや分かりにくくて、何の面積かですよ。全壊判定になった建物の床面積なのか、解体された建物の延床面積なのか、ここの辺りもう少しクリアな表現にさせていただいたほうがいいかなということと、右下の消失の平均床面積がバーになっていますけれども、これは何か、数字的にはもしかしたら木造を想定されたのかなと思いますが、多分この左から2列目の発生量で23.3という数字があるということは、何かしらの平均延べ床面積使われているので、それを記載いただいたほうがいいのかと思います。

あとは、これもすみません、細かいんですけど9ページ目の(2)水害、第1パラグラフの2文目で「水害は、地震災害に比べて片付けごみの発生が多いことが想定されるため」というところが、もう少し正確に言うと、発生量に占める片付けごみの割合が多いことが想定されるためかなと思います。

あとはそうですね、10ページ目の水害の推計式についても地震と同様に、何かリード文がついていたほうが分かりやすいのではと思います。

また、その下の表であります、3列目の解体率という列ですね。これはもしかしたら、ないほうが分かりやすいかもなと思いました。一见すると、この28.9トンにさらに解体率を掛け合わせるのかなと思いますが、下に28.9トンを導出する根拠としてこの解体率を使ったというふうに下を見れば分かりますので、もしかしたらかえってここに解体率という記載があると混乱を招くかなと思いました。

あと12ページですね。すみません、これもすごく細かいのですが、(4)都民の役割の最後の1文のところ、そのため云々かんぬんでワークショップ・イベントへの参加、地域での話し合いの場等への創出・参加に努めるという。創出というのはちょっとよく分からなかったなということと。

あとは13ページ目、先ほどの岡山先生の御指摘とも重なるのですが、何かやはりも

う少し分かりやすい形で、仮置場の種類とそれぞれの定義を何か表形式にするなり、示していただいたほうがいいかなと思いました。また、集積所という表現は本当にこれでいいのか、誤解なく伝わるか、災害時の臨時に設置するものであるということが分かるかとか、また特別区との表現をそろえる必要はないかとか、ちょっとここは少し、特に区の方からの御意見も聞きながら考えたほうがいいかなと思いました。

あとは少し飛ばしまして、標準フローの16ページですね。一つ気になったのは、やっぱりこの(1)片付けごみの中で例えば廃畳とか衣類とか、水害時に連携的に発生する片付けごみが見えてこないというのがちょっと気になっています。どこかで入れたほうがいいかなということと、一次仮置場で可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみという分け方になっているのか、実際にそういう山を一次仮置場で作るわけではないので、ここはもう少し粗大ごみの何かをもう少し展開して示すという考え方のほうがよいのかなというふうに思いました。そのほうが何となく(2)の解体廃棄物等の標準処理フローの書き方と整合しているのではないかなと思ったところです。

あとは、この今出ている文章の2文目がちょっと、多分文章がやや中途半端な形になっているので、被災した家電4品目という文章ですね、一文ここ見直していただく必要があるかなと思います。

あとは17ページの留意事項のところに、これも岡山先生からの御指摘あったところですけども、やはり集積所に出されたものをできるだけ早く一次仮置場に持っていき、集約していくということが、地域の生活環境保全する上で極めて重要であるということは、ここで強調しておく必要があるかなと思います。

あとは、解体廃棄物の流れについては18ページ目で、1文目で「できる限り処理処分先に直接排出することを原則とする」と書いてあるのですが、図としては基本的に二次仮置場を通るような格好になっているので、ここがちょっと整合的な書き方になっている必要があるかなと思います。また留意事項については、アスベスト対策についてここで言及していただいたほうがいいかなと思いました。

あと、20ページ目以降の表については、これもちょっとできるかどうかというのもあるんですが、行政機関が取り組むべき事項ということで整理いただいているところですが、県としてやるべきことと市区町村としてやるべきことというのが、もう少し区別して表現されていると、特に都の計画です。ごめんなさい、都としてですね。都の計画ですので、都自身がこの発災直後に何やるかとか、3日後に何やるかということがより明確になってよいのかなと思いました。

すみません。何かすごく多くて恐縮ですが、以上です。

- 宮脇部会長 はい、どうもありがとうございました。一応コメントいただきましょうか、事務局から。お願いします。
- 堀計画課長 いろいろと御指摘いただきましてありがとうございます。いただいた点については、基本的に反映する方向で進めさせていただきたいと思います。

集積場という記載についてでございますけれども、これまでも委員の皆様からも御意見をいただいたりですとか、あと拡大部会では自治体の方々にも御意見をいただいたということもございまして、その場でも特に御異議が出なかったもので、できましたら集積場という形で行かせていただけるとありがたいかなと思います。

私どもも区に対して、災害廃棄物処理計画を説明する機会もございますので、その中でこういった定義、我々はしていますというような報告をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 宮脇部会長 どうもありがとうございました。それでは引き続き、森委員お願いいたします。
- 森委員 ありがとうございます。もうお二人の委員から細かいところも含めてたくさん指摘が入って、私が指摘したかったところも既に言っていたので、私からは1点だけ。

16ページの標準処理フローのところ、すみません。細かな点なんですけど、この表の中に米印がたくさんあって、これ事前の説明のときに資源ごみを抜いていただいたりとか、いろいろ細かな修正を、今日の会合に間に合うようにしていただいたのはいいんですけども、図の中にたくさん米印があって、なおかつ今回その図の下にさらに米印で注意書きの文章、これもすみません、私が入れたらどうかという意見を踏まえて修正いただいたと思うんですけども、この下に米印の文章が入ったことによって、図と文を見るときに、この米印が図のどこにかかっているのか、もしくはかかっていないのかというのがちょっと分かりにくくなってしまったなというところがあるかなと思います。

一次仮置場に入るごみの1個1個に、種類別に分別のところにも全部米がついていまして、被災現場の片付けごみの区分というところにも米印が登場しているので、ちょっとこの印を分けるか、この注意書きのところフローの個別のこの箇所にかかっているんだよという意味であれば、そこの表記の仕方を整理しておいたほうが。

今これ、あれですかね。この図中の米印全てにこの下の2文がかかっているという表現をしたいのであれば、これでいいんですけど。ちょっと私見た感じよく分からないなと思ったので。

すみません、以上です。

- 堀計画課長 こちらについてはですね、かかっていないといえますか、こちらの記載ミスでございますので、分かりやすく修正させていただきます。
- 森委員 はい、分かりました。
- 宮脇部会長 森委員、どうもありがとうございました。よろしいでしょうかね。

多数、御意見ありがとうございます。特にもう最終段階でございますので、細かな記述とか表現方法などについても丁寧に御指摘をいただいているかと思っておりますので、進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

そのほか、追加で第1章についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もし最後に時間ございましたら、また戻って行いたいと思いますし、後で遅れてこられる高田委員からも、すみません、申し訳ございません。もう来られていますね。御意見ございますでしょうか。

- 高田委員 高田です。すみません、遅れて入りました。

今御説明はちょっと聞けなくて、岡山委員が御意見を述べられている後半の辺りから私入りましたので、大小の部分についてはちょっと私のほうから意見というよりは、もし何か気づいたことがあればまた後ほど事務局のほうに入れさせていただきたいと思

ますので、あとはキャッチアップするようにしますので、次に進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○宮脇部会長 高田委員、どうもありがとうございます。すみません、ちょっと参加者リストが全部見切れていなくて、どうもありがとうございます。助かります。どうぞよろしくお願いいたします。

○高田委員 よろしく申し上げます。

○宮脇部会長 それでは第1章はこのぐらいにして、少し先進ませていただきたいと思います。

それでは第2章、災害廃棄物対策における各主体の役割分担についてというところについて、事務局より説明をお願いいたします。

○堀計画課長 はい。それでは御説明させていただきます。26ページからが第2章になってございます。

まず26ページの下の方、図の下でございすけれども、こちら改めて新しく追記をした部分でございす。一部事務組合を構成し処理を行っている自治体が多いということで、合同処理本部を立ち上げるなど、発災時の体制整備を図るといったこととありますとか、一部事務組合で受入可能な災害廃棄物についてあらかじめ双方で整理しておく。また、それでも処理し切れない災害廃棄物については、他自治体でありますとか、民間事業者へ処理を依頼する方法などを整理するといった記載をしております。

次ページ、27ページの2、災害廃棄物合同処理本部の設置ということで、こちらも新しく追加したものでございす。右側に図を掲げさせていただいておりますけれども、こういったイメージで災害廃棄物の合同処理本部を区市町村と一部事務組合の間で設置をするという提案をしております。

27ページの下の方から表7ということで、各主体が平常時から取り組むべき主要な事項ということで、区市町村ですとか都、事業者について書かせていただいておりますけれども、今回の見直しの特徴としまして、一部事務組合の役割についてもしっかりとお伝えするということがございまして、28ページの表の2列目といたしますか、そちらについては、一部事務組合の取組事項としまして、災害廃棄物を各構成区市町村と合同処理本部の設置及びマニュアル等の整備といった記載をしております。

続いて29ページございすけれども、4の都民・ボランティアへの啓発・広報というところがございます。今回の改定、もう一つの特徴的なところとしては、ボランティアに関する目配りも行っているということで、啓発・広報についてもボランティアを対象にした部分を記載しております。平常時から理解を得ることが必要であるということで、あらかじめ広報の雛形等の準備などしておくことが重要であるといった記載をしております。具体的には、下に丸についてございすけれども、広報における記載事項等の整理でありますとか、災害時の主要な広報の手段及びルート等の整理、災害廃棄物に関する普及啓発、次ページにいただいで、災害廃棄物の発生量を少なくするための対策といったことを記載しております。

また、その真ん中辺りに関しましては、ボランティアに関する記載として、近年は多くのボランティアが大きな役割を果たしているといったことで、ボランティアの支援内

容の例として、一般家庭の敷地内に散乱した廃棄物の搬出等々の例を掲げております。

4番目が、災害廃棄物発生量推計の考え方について、今回新しく整理をしているところでございます。表8につきましては、各段階における推計の目的と活用できる情報ということで、左側の列については時期、発災前ですとか発災直後といったこと、右に行くに従って地震、水害、それぞれに活用できる情報についての記載をしているところでございます。

また31ページでございますけれども、表9に発生量推計における区市町村と都の役割ということで、発災前、発災後に分けまして、区市町村と都の役割をそれぞれ記載してございます。

次が搬入から搬出までのサイクルの効率化ということで、こちらにも新しい記述でございます。効率化に向けた方策の例として発生量推計を行って、必要となる車両、最大積載可能な車両、効率的なルートを確保するといったことや、被災現場から処理処分先へ搬入できるものは直接搬入するといったことを記載してございます。

32ページでございますけれども、こちらでは災害廃棄物処理支援ということで、近隣自治体等に対する支援についての記載でございます。当該区域外で大規模災害が発生した場合は、しっかりと支援を行うというような記載をこちらで掲げております。

続いて33ページでございます。こちらから第2節、初動期ということに入ります。2各主体が初動期に取り組むべき事項というものを表で記載させていただいております。区市町村で言いますと、ボランティアの連携ですとか、処理困難物の対応、被災建物の費用償還制度の要綱の制定・案内。人材バンクやD. Waste-Netとの連携といったものを記載してございます。ここでも一部事務組合の取組事項を新しく追加しておりまして、施設の被災状況の確認でありますとかを記載してございます。

また、その下が都の取組事項でございますけれども、ボランティアとの連携でありますとか、関東ブロック協議会との情報共有、区市町村からの事務受託の方針決定といったことを記載してございます。

続いて35ページになりますけれども、ここでは初動対応ということで、(1)では生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理といったことでございます。ここでは(2)の少し上になりますけれども、これまでに御議論いただいております携帯トイレ等の使用が多くなるということで、収集運搬や処分体制を構築するというような記載を入れております。

(2)では、片付けごみ等の収集・運搬ということで新しく記載をしております。

また(3)一次仮置場の設置・運営のところの①では、集積所の設置という項目を入れておりまして、仮置場が設置される前に集積所が配置される場合があると、特に風水害には、集積場の早期設置が予測されるといったこと、家庭ごみの分別区分を参考に、排出区分を定め住民に対し周知するといったことを記載してございます。

少し飛びまして、37ページでございます。こちらの(5)につきましても、先ほどと同様に広報のところでございますけれども、ボランティアも対象としているということで、都民・ボランティアに対して片付けごみが排出されるタイミングまでに広報を実施していくということで、その下に初動期の広報の内容の例ということで挙げてございますけれども、仮置場の分別配置図でありますとか、作業時の安全確保への注意喚起と

いったことを記載してございます。

続いて38ページになりますけれども、建物等の損壊物の取扱いという(6)になります。下のほうにありますけれども、水害などで解体する家屋が少ない場合には、自費解体というものもあるというような記載をしております。また、先ほどの合同処理本部の提案を受けまして、ここで災害廃棄物合同処理本部の立ち上げという事項を一つ起こしております。

5が被災状況の集約と発生量、要処理量、処理可能量(暫定値)の算定ということで、(2)発生量などの算定ということで、39ページにわたりまして、活用できる情報は下記の内容が例として挙げられるということで、表を記載しているところでございます。

また、新しい記載といたしましては、受援体制のところ、40ページでございますけれども、人材バンクについて説明を入れているのと、あと次の41ページでは、自衛隊に関する記載でございます。

42ページには処理方針、真ん中やや下あたりですけれども、こちらでは、区市町村が定めるべき処理方針ということで、現行計画からは一部追加をしております。例えば○の一つ目では、早期に処理先を確保し、片付けごみ等の搬出を実施するといったこと等でありまして、○の二つ目の畳や布団等は水濡れを防止するために回収を優先する。腐敗性廃棄物は平時の回収を継続するといったことを記載してございます。

続きまして44ページ、第3節の応急対策期でございます。こちらに関しましても、主体ごとの取組事項を記載してございまして、区市町村で言いますと、一部事務組合との合同処理ですとか、住民ボランティアの広報、一次仮置場の解消に向けた処理体制の構築といったことを記載してございます。また、一部事務組合に関しましては、構成区市町村との合同処理といったことを記載してございます。

少しまた飛ばさせていただいて、第4節が災害復旧・復興期になりますけれども、こちら先ほど御覧いただいたものと、応急対策期とそれほど変わるものではないでございますけれども、住民ボランティアの広報ですとか、あと一部事務組合のところでも各構成区市町村との合同処理というものを記載しているところでございます。

第2章につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

○宮脇部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御紹介いただきました第2章の部分について、御意見等を伺いたいと思います。よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

では岡山委員、よろしくお願いたします。

○岡山委員 ありがとうございます。先週に比べて随分大幅にガラッと変えていただき、お疲れさまです。2点ほどちょっと気になったところがありましたので、指摘させていただきます。

まず30ページのボランティアのことなんですけれども、このボランティアの活動内容(例)の最初のところの、一般家庭の敷地内に散乱した廃棄物というのが、恐らく津波廃棄物のことを描写しているように思えるんですね。通常、普通の地震災害と水害であれば、水害は結構ほかのところから流れてくるものあるんですけれども、これが最初なのはどうかかなと少し気になりました。それよりは、三つ目の家屋内の被災した家財の搬出というのがあるんですけれども、ここを家財の後ろに(片付けごみ)というふうに

追記をしてください。水害においては結局、床上浸水したときに家財が全部片付けごみになって出てきますので、被災した家屋内、被災した家財というのはすなわち片付けごみというふうに記載していただけるといいかな。これを最初に出していただいたほうがいいのかなというふうに思っています。

ボランティアも、ボランティアの役割は被災者支援なのでというのがあって思うんですけども。もう少し言うと、災害ボランティアは大ざっぱに分けると、避難所のボランティアとこのごみ出しボランティアに大分されるんですよ。ですので、そのうちの後半部分だけを言っているのであれば、そこだけに特化していいのかなと思います。

それと、その上のほうのボランティアセンター、上のパラグラフの「災害廃棄物対応にボランティアの協力を得るためには、災害ボランティアセンターや社会福祉協議会等を通じて」という文言があるんですが、これ社会福祉協議会等と災害ボランティアセンターを入れ替えてください。というのも、基本的に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを立ち上げるんですけども、その場合は、社協とボラセンは結局一緒なんですよ。社協自体が災害廃棄物処理に関わってくれるわけではないので、ちょっと誤解が生じるかなというふうに思いました。同じく、社協が立ち上げない災害ボランティアセンターが立ち上がることもあるので、そういう意味では両方追記したほうがいいかなというふうに思っています。

次に、34ページの初動期の各主体のやることの中のところで気になったところですね。都のところで、ボランティアとの連携とあるんですよ。ただこれ、平常時も同じようにボランティアとの連携と書いてあるんですよ。しかしこれは初動期ですので、初動期に連携するというよりは、何ですかね、ちょっと難しい。その下のほうに都民・ボランティアへの広報というのがありますので、ここは連携を今から結ぶというほどでもない、連携による何とかだったら分かるんですが、平時と発災初動期で一緒の文言が入っているのが少し気になりました。

それと同じで、平時のほうでは事業者団体内の連携に向けた取組と書いてあって、それは確かに平時なので連携に向けた取組でいいのかなと思うんですが、今度は事業者のほうで事業者団体内の連携で止まっているのです。だから、ボランティアのほうも同じような書きぶりにすればいいのかもしれないですよ。意図していることが同じであるなら。平時は連携に向けた取組をして、発災後には速やかに連携を生かした処理を開始するとか、そういったふうにちょっとフェーズ分けて、書きぶりを変えたほうがいいのかなと思います。というわけで、事業者の部分のところでは2行目のところなんですけども、事業者団体内の連携による廃棄物処理の実施というふうに書いていただけたほうがいいと思います。

その上の自治体への協力もそのとおりなんですけども、ここは括弧でやはり具体的に収集運搬とか、仮置場の開設運営であるとか廃棄物処理ということも明記してもいいんじゃないでしょうか。例えば、（収集運搬・仮置場開設運営・廃棄物処理）というような形でですね。

以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

○堀計画課長 ありがとうございます。

まず30ページのところを御指摘いただきましたので、ボランティアの支援内容の例のところは少し、順番も入れ替えさせていただければと思います。混乱したというのは地震とか水害とかではあまりないのではないかと、散乱したというのはあまりないのではないかとということでしたので、敷地内の廃棄物の搬出というような表現でさせていただければと思います。あと家財の後ろに（片付けごみ）というような記載をするということでございます。

○岡山委員 「散乱した」は残っても別にいいとは思いますが、何ていうんですかね。敷地内なので若干気になってはいましたけども、マンションの一室なので地震で振られたら、そこにはもう思い切り散乱しますので、言わんとしていることは分からないわけではないかなというふうに思います。

○堀計画課長 順番が筆頭に来るということですかね。

○岡山委員 そうですね。これを三番目と一番目を入れ替えるだけでもいいのかなとは思っています。

○堀計画課長 承知しました。はい、ありがとうございます。

あとボランティアの連携とか事業者との連携については、もう少しステージに応じてやっていることが違うような表現を記載させていただきたいと思います。

○岡山委員 お願いします。

○堀計画課長 以上になります。ありがとうございます。

○宮脇部会長 岡山委員、どうもありがとうございました。

それでは、森委員。次、どうぞよろしくお願いいたします。

○森委員 ありがとうございます。

私からは、30ページの上のほうのここですね。このワークショップ、イベントによる普及啓発というところで書いていただいたのはともかく、ちょっとやっぱり、これまでの議論をずっとやってきた人にとっては分かるんですけど、初めて見る人にとっては、ちょっとここ唐突感が否めないなという気がしています。ワークショップという言葉が独り歩きしそうな気がするのと、それからやっぱりこの住民、平時に住民に向けて、災害廃棄物について、これいろいろ考えてもらうイベントというのはあんまり実践も多くないですし、研究面でもまだこういうやり方がいいんだというのが、たくさん研究実績があるわけでもない分野なので、ワークショップが一番いい方法みたいで現時点で出すのはちょっと危険かなと。ちょっと私のほうでどういう書きぶりがいいのかなと考えてみたので、意見として述べさせていただくとですね。この一個前の項目が、広報についてのチラシによる普及啓発ということで、どちらかというところは情報伝達という意味合いが強いかなと思います。

確実に情報を事前に伝えておこうねということに対応させるとすると、30ページの上のところでは、情報を伝えるだけではなくて、災害に対する理解を醸成してもらうということを伝えたいんだと思うので、例えば都民に対する、ごめんなさい。災害廃棄物に対する理解醸成を目指した学習機会の提供、長ければ災害廃棄物に対する学習機会の提供とかにさせていただいて、学習の方法は例として挙げていただくのがいいかなと思うので、例えば「都民に対して」で始まっている文章のところについては、都民が災害廃棄物に対する理解を深めることができるような学習機会を括弧で、例えばワークショッ

ブとかイベントとか地域単位での勉強会と、幾つか例を挙げてもらう。そのうちの一つにワークショップを挙げると、こういった機会を提供しましょうと。その後のまた、既存のイベントとの連携を図るとというのが、これだけだとちょっとよく分からないので、例えばその後が続く文章だとしては、より多くの都民に参加の機会が提供できるように、既存のイベント、防災イベント、環境イベントとの連携を検討するというふうに、ちょっと言葉を付け加えていただいたほうが、なんでいきなり防災イベントと連携しろと言っているんだというのがよく伝わるかなと思うので、若干文言のボリュームは増えてしまいますけれども、ポイントは理解の醸成に努めなきゃいけないということと、理解を醸成するためには学習機会を提供しましょう、学習の手法の一つとしてワークショップとかイベントがありますよという、そういった三段構えの形にさせていただくと、私としては多分一番意図が伝わるかなと思いました。最終的な書きぶりはお任せします。

以上です。

○堀計画課長 ありがとうございます。

いただいた御意見を参考に、私どものほうで文言のほうは考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○宮脇部会長 森委員、どうもありがとうございます。

それでは多島委員、お願いいたします。

○多島委員 はい、ありがとうございます。多島です。

また順番に、すみません。ちょっと細かいところを含めてになりますますが、27ページです。

合同処理本部の設置のところ、ちょっとよく分からなかったのが、これは発災前に行う対策ということで、この発災後に災害廃棄物合同処理本部を設置することに向けて、発災前に誰が何をやるかというのがちょっと読み取りにくかったので、その点少し見直していただければと思います。すみません、私が見落としていたら申し訳ありません。

また、その下の表7のところ、処理施設の管理主体のほうでBCPを用意する必要はないかなと、あるのではないかなと思いました。事業者のところ、災害廃棄物対策を含めたBCPの策定というのがありますけれども、処理施設のほうでも災害が起きて、例えば施設が被災した場合にその生活ごみの処理機能をどういうふうに広域処理で担保していくのかとか、それと同時に非常時優先業務として何を実施して、何をストックさせて、そして復帰に向けて誰とどういうふうに取り組んでいくのかということが整理されている必要があるのではないかなと思います。

あとは31ページの6の搬入から搬出までのサイクルの効率化ということで、すごく重要なポイントだとは思いつつ、一つはすごくつまらないことなんですけれども、何か特段サイクルになってないような気がするので、プロセスかなというところが一つ。あとはその具体的な例として、方策の例でいろいろ書かれているものが、中には、これは発災後に行うことを書かれているようにも、読めるものがありますし、発災前にそれに向けてやるべきことも書かれているように思います。この後にちょっと混在しているのがやや読みにくいということと、発災後のところについては発災後の説の中で表現されていたほうが分かりやすいのではないかなという意見です。

あとは40ページのところで、受援体制ですね。受援体制のところでは、自衛隊につ

いても書かれていて、最新の国の取組が反映されているものかと思えますけれども、このD. Waste-Net、人材バンク、自衛隊、その他広域連携というのが並列で、同じ優先順位で考えてよいのだろうかというのがやや気になったところでした。

自衛隊については特に非常に緊急性が高いときですね。公共性、緊急性、非代替性がある場合というふうに言われますけれども、なのでそんなに気軽にちょっと集め切れなくなったから、自衛隊にお願いしようという検討されるというのも少し誤ったメッセージになるのではと思いましたので、例えば自衛隊のところだけまた書きにして「また、こういう状況においては、自衛隊との連携による収集も検討する」というような書きぶりにしてもよいのかなと思いました。

私からは以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

○堀計画課長 ありがとうございました。

そうですね、27ページの合同処理本部の設置のところについては、基本的には平時から立ち上げておいて、実際に災害が起こったら迅速に動けるようにという趣旨で書いたものではございますけれども、もう少し時点、時点でどんなことやるのかというのを分かりやすく、記載できればと思います。28ページの施設側でのBCPというものもおっしゃるとおりだと思いますので、そこは追記させていただきたいと思います。

あと31ページのサイクルなのかプロセスかというのもございましたけれども、ちょっとそこは検討させていただければと思います。その同じところで、時点が一部混在しているのではないかと、ここについては少し、もう少ししっかり確認して混乱のないように整備をしたいと思います。

あと自衛隊のところも、誤ったメッセージにならないようにということはおっしゃるとおりだと思いますので、少し書き方を工夫させていただきます。

以上になります。ありがとうございました。

○宮脇部会長 多島委員、どうもありがとうございました。

それでは高田委員、お願いいたします。

○高田委員 はい。高田です。

私は34ページと、あとこれと同じ仕立ての表がですね、初動期と応急対策期と復旧・復興期で44ページと47ページと同じ仕立ての表が三つ出てくるんですけれども、下のほうの都民というところで、役割が全部一行で同じ記述になっているんですよね。自治体からの情報発信に基づいて、災害廃棄物処理に協力するというような形の表現になっているんですけども、なんか少し具体性がないのかな、都民が処理に協力というのは、少しやることの表現がし切れていないのかなというふうに感じます。

最初の初動期についてはやっぱり、秩序ある災害廃棄物の排出を都民は努めるんだというのが、応急期はそういうような形の表現がいいのかなと。この情報発信に基づきというものは残しておいてもいいと思うんですけれども、そういう形だろうなと思います。

初動期がそれで、応急対策期になると、44ページですね。それにプラスアルファしてボランティアさんとかが入ってきますから、ボランティアさんと直接お話しされたり、いろいろ協力を受けたりするのは都民なので、そういう意味でボランティアさんとも意思疎通をしておかないと、ボランティアさんて行政のお手伝いに来るんじゃなくて被災

者を手伝いに来るので、被災者のいうことを一番優先で聞かれて行動されるので、行政が一生懸命情報発信をしても、都民の人が、いやもうぐちゃぐちゃで排出していいよとボランティアさんに言ったら、ボランティアさんはぐちゃぐちゃ排出するんですよ。

なので、そういう形になりますので、皆さんボランティアとの意思疎通が、コミュニケーションみたいなものが、この辺の応急対策期には入ってくるのかなと。

復旧・復興期になると多分、気の毒に家屋を解体せざるを得ないというような方が多分いらっしゃると思うので、そうすると、そういうものの行政とのいろんな手続なりいろんな部分がありますので、被災家屋を解体する場合の諸手続みたいなものへの協力みたいなものも入ってくるのかなというようなことをステージに分けて、もう少しブレイクダウンしたものを1行ずつでも足していったほうがいいのかというふうに思います。

以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

○堀計画課長 ありがとうございます。

具体的にこういうふうにしたらいいのではないかという御提案をいただきまして、ありがとうございます。いただいた御意見をベースに私どものほうでも、記載内容を考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○宮脇部会長 高田委員、どうもありがとうございます。非常に重要な視点があったような気がいたします。ありがとうございます。

そのほか、お一人ずつコメントいただいているんですけど、追加でとかということはありませんか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。もうちょっとありますので、先進んでまた何かあれば戻るといことにしたいと思います。

それでは続いて第3章ですね。東京都災害廃棄物対策及び、あと第4章も続けてということになりますでしょうか。訓練・演習その他ということで、ごめんなさい。今後の検討までということで、事務局より説明をお願いいたします。

○堀計画課長 まず、第3章でございます。3章は東京都の災害廃棄物対策ということでございます。

まず、第1節が平常時についてでございますけれども、1としては都内の災害廃棄物処理連携体制の構築ということに記載しておりまして、ここで新しい内容としましては最後のほうになりますけれども、必要となる人材・資機材の確保に向けて、民間事業者等と連携を進めていくということになります。

この中で(1)がここでも一部事務組合との連携というのを新しく加えております。内容としましては、一部事務組合に限らないんですけども、広報、片付けごみ対応、仮置場の選定などの必要となる支援を実施していくということでありまして、もう少し下に行ってください、特に災害発生量推計において、区市町村が推計する際に、算定方法の周知ですとか、発生量算定に係る技術的助言を行っていくというような記載を行っております。

続いて(2)民間事業者との連携というところにつきましては、都と民間事業者団体が締結した協定の活用ができるように、平常時にあらかじめ協定先に対する要請内容を整理し、具体的な支援要請内容を定めるなど、実効性を高めるとともに、発災時に区市

町村の災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に必要な人材・資機材等を確保するために、民間事業者との連携を強化するといった記載をさせていただきます。

50ページの上段につきましては、以前の部会の中でも御議論いただいた、実効性向上に向けた協定締結の流れを図の形で示させていただいております。さらに、表13では民間事業者との連携の例ということで記載をさせていただきます。

続いて、少し飛びまして53ページでございます。真ん中あたりに(5)都民への啓発・広報というところになりますけれども、ここで新しい内容としましては「また」以下になります。災害廃棄物に関する啓発に当たっては、防災分野や環境分野などに関心のある主体へのアプローチも有効であるため、関係部署との連携も検討するといった記載をさせていただきます。

また、54ページの下の方でございますけれども、情報の把握、整理といったところで、4番目でございます。ここで集約する情報の例ということで、55ページの頭から記載をさせていただいております。例えば気象庁の発表資料でありますとか、人工衛星画像等の浸水範囲といったものを記載させていただきます。

また5の発生量、要処理量、処理可能量の算定については、ここも「また」のところですが、被災区市町村の求めに応じて、発生量推計に係る技術的助言を行うといった記載をさせていただきます。

また少し飛びまして、59ページにでございますけれども、ここで第5節に災害廃棄物処理支援について記載がございますけれども、ここも先ほどとも同様の内容になりますけれども、都内自治体等での都外の災害廃棄物の受け入れ処理の調整ですとか、人材バンクへの登録などを行うといったところを記載させていただきます。

続けて第4章に入らせていただきまして、第1節、都、区市町村の訓練、演習、実効性向上といったところでございます。その4行目でございますが、区市町村の災害廃棄物処理計画が実効性あるものとなるよう、都は本計画の改定の内容を広く注視し、処理計画の見直しや区市町村及び一部事務組合の合同処理マニュアルの策定を促していくといった記載をさせていただきます。その少し下には訓練、演習の方法の例ということで、これまでセミナー等々実施してきたところがございますけれども、災害廃棄物の推計方法でありますだとか、合同処理マニュアルの策定方法についても情報共有、情報提供を図っていきたいというふうに考えております。

第3章、第4章については以上となります。

- 宮脇部会長 御説明ありがとうございました。それでは第3章、第4章につきまして、御意見とか御質問を受けたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

大体よろしい感じですか。すみません、そんなことなかったですね。

では高田委員、よろしく願いいたします。

- 高田委員 すみません、1点だけですけれども、54ページの下の方の情報収集のところが出てくるんですけども、ここ気象庁云々みたいな話を書いてあるんですけども、今のほうなんかは、災害のときに措置横断的に様々な情報を一つに集約して発信するISUTというような取組をもう既に始められていると思うんですね。だから、そういったものを基本的に活用するというような形のところも書いておけばいいんじゃないでしょうか。

以上です。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

○堀計画課長 承知しました。こちらも記載させていただきます。ありがとうございます。

○宮脇部会長 そのほか、いかがでしょうか。

2章とか1章に比べて、手続的なところが丁寧に記載されているというところもあるので、もう既に過去のところで御意見出たところが大分反映されているのかもしれませんが、最終というか、最終段階に近いような段階での文章となっておりますけども、いかがでしょうか。大丈夫そんな感じでしょうか。

そうですね。第3章で対策、東京都がされる業務を丁寧に記載していただいているということかと思えますし、第4章でもただいま御紹介いただいたように、今後のやらなければならないこととか訓練、演習あたりの事例も丁寧にこんなことができるという記載もしていただいているかと思えます。

それでは、もし第3章、第4章、特に御指摘事項がないということでしたら、今少し高田委員から国関連の取組についても記載があったほうが良いという御意見を反映していただくというような形で進めてまいりたいと思えます。ありがとうございます。

それでは少し、ちょうど時間ぎりぎりなんですけれども、もし全体で何か言い残した点等ございますでしょうか。いかがでしょうか。第1章、第2章、第3章、第4章となりますけども、よろしいでしょうか。

今日、多数の御意見、細かな点も含めて記述の表現とか、それから具体的に、例えば都民の方が実施していただく事項をステージに合わせてということとか、言葉の使い方とかでもありましたが、ワークショップといきなり書いても分かりにくいのでというようなこととか、文章上とか分かりやすさを求めるための表現の提案等を多数いただいておりますので、この辺りについてはまた検討していくということかと思えます。ありがとうございます。

それでは中間まとめということでございますので、この辺りで議論を終了とさせていただこうかと思えます。どうもありがとうございます。

今日修正、細かな文言とかあと入替えとか多数、表現ございます。こちらについては、一部表現検討とか、あと細かな点とかございますので、事務局でまた案を、文を検討していただいて、一応私のほうで内容を確認させていただきたいと思えます。この形で廃棄物審議会の総会に報告したいと思えますけども、よろしいでしょうか。

○高田委員 はい、部会長一任で異議ございません。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

それでは今日いただいた意見は、事務局のほうで丁寧に加筆というか修正等を加えさせていただきますので、事務局と私のほうで調整をさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは続いて、スケジュールについて説明をお願いいたします。

○堀計画課長 事務局でございます。画面のほうにスケジュール映させていただきますけれども、本日が4月24日ということで、第4回の部会で御議論いただいたわけでございますけれども、今後5月の中旬に災害廃棄物審議会の総会の開催を予定しております。その後、5月の下旬頃からパブリックコメントでありますとか、区市町村等へ

の意見聴取を行ってまいりたいと思っております。

その中でも、また様々な御意見が出るというふうに考えておりますので、それを取りまとめた上で、再度部会などで御審議をいただいて、9月の月上旬に審議会としての答申をいただければというふうに考えてございます。事務局からは以上でございます。

○宮脇部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明ございましたけども、スケジュール等について御意見等ございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、その他としておりますけども、もう既に先ほど御意見ないということでしたので、本日の議題は終了とさせていただきますと思います。

それから、今回の部会内容について、報告を総会にするということになるかと思うんですが、当日私は学内の会議があつて都合がつかないということで、多分事務局より、やり方ちょっとまだ決めておりませんので、どなたかに御報告いただくか、事務局のほうからの報告という形になるかと思っておりますけども、その後にもまた調整させていただければと思っております。

ほかに特に御意見なければ、本日の議題は全て終了とさせていただきます。

最後に事務局に進行をお返したいと思えます。ありがとうございます。

○堀計画課長 事務局でございます。本日は活発な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。委員の皆様から多岐にわたる御意見を頂戴いたしましたので、先ほど宮脇座長からもおっしゃっていただいたとおり、事務局のほうで修正案を作成いたしまして、部会長に御相談をさせていただければというふうに考えてございます。修正した中間まとめにつきましては、5月中旬の総会に御提出できればと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、これもちまして、第4回災害廃棄物処理計画部会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

(午後 4時33分 閉会)